

## 平成26年9月定例会 公共施設の在り方調査研究特別委員会委員長報告

19番 三井 経光でございます。

私から、公共施設の在り方調査研究特別委員会の報告をいたします。

本委員会は、老朽化が進み維持管理費の増大が見込まれる公共施設の現況と今後の在り方について、調査・研究を行うため、昨年9月に設置されました。

これまで、長野市公共施設白書による施設の実態把握、先進地視察及びオリンピック施設を中心とした管内視察の実施、公共施設マネジメント指針の策定について、調査研究を重ねてまいりました。

なお、調査研究に当たっては、地域の個別施設の在り方の議論ではなく、公共施設全体を俯瞰する中で、本市特有の大規模なオリンピック関連施設を加え、他市における先進的な取組を参考としながら、進めてきた次第であります。

市では、昨年10月に公共施設白書を作成し、その中で、本市の公共施設の全体像と将来の改修・更新費用の推計等が明らかになりました。併せて、今後の取組として、マネジメント指針、再配置計画、長寿命化計画を段階的に策定していくことが示されました。

そのような中、本年4月、総務省は地方公共団体に対して「公共施設等総合管理計画」の策定を要請いたしました。市は今後、その策定指針に従って、マネジメント指針等を策定することとなります。なお、本市が既に作成した公共施設白書、並びに今後策定するマネジメント指針、再配置計画及び長寿命化計画の一体が、国が求める「公共施設等総合管理計画」に相当するものです。

また、6月定例会で長野市公共施設適正化検討委員会の設置条例が可決され、去る8月25日に、第1回の適正化検討委員会が委員8名のもとで開催されました。市長は、マネジメント指針等の策定について諮問し、適正化検討委員会は来年5月下旬のマネジメント指針の答申に向けて検討に入ったところであります。

本市のマネジメント指針では、国の策定指針に従い、削減目標の設定及び10年以上の計画期間、全庁的な取組体制の構築、情報共有方策、統廃合や長寿命化、安全

性の確保などに関する基本方針などを含む「施設全体の管理に関する基本的方針」、そして、公共施設白書に掲げられた「施設分類ごとの基本方針」が内容として盛り込まれます。

そこで、マネジメント指針等の策定に関連し、本委員会において出された主な意見等について、3点申し上げます。

1点目は、数値目標の設定と市民との情報共有についてであります。

計画の実行性を確保するため、国から数値目標を設定することが求められており、白書から見て取れるように、施設数や経費削減に向けた全体の目標値となることが見込まれるわけであります。その設定についての考え方のみならず、計画の策定、推進に当たっては、行政と市民が情報を共有し、同じ認識の上に立つことが重要となることから、市民意見の募集と市民の理解をどう得ていくかが課題となります。

各計画等の策定段階においては、広報紙や市ホームページでの広報、出前講座の実施の他、ワークショップや、シンポジウム、市民説明会など、市民の関心をより高めるための様々な方策を検討し、市民との情報共有に努めるよう求めるものであります。それにより、パブリックコメントの意見につながり、市民全体への理解も進むことが期待できます。

2点目は、まちづくりを踏まえた施設の再配置についてであります。

再配置に当たり、市では、将来の人口の分布や利用需要などを総合的に勘案する中で利用エリアを設定し、その重なりが最小となる施設数で配置を検討する必要があるとしております。また、地域特性や各施設の施策推進上の位置付けを考慮するなど、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮する必要があるとしております。

更なる高齢化、人口減少のもと、コンパクトシティの形成を視野に入れつつ、総合計画等との整合性を図りながら、全庁的なコンセンサスを得る組織体制の構築が必要と考えます。

また、旧合併町村においては、一つの施設を核としてコミュニティが形成されていることを鑑み、地域での生きがい損なわれないよう、住民の意見等を十分くみ上げながら、慎重な検討を望むものであります。

3点目は、公共施設の削減、再配置等を目指した取組への考え方や手法についてであります。

本特別委員会が視察した長崎市と呉市では、行政が計画を作り市民に説明していくなど、トップダウンで進めようとしているのに対し、倉敷市では、市民に数値目標を示して再配置計画等を作ってもらおうといった、市民からのボトムアップによる手法であるとともに、認定ファシリティマネジャーの採用など民間の活用や、施設の維持管理にも重点が置かれておりました。

長野市は、マネジメント指針等の検討の中で、それらの先進市の取組等を参考とし、それぞれの施設や地域性に応じて最良な手法を選択していくとしております。

以上の点を踏まえ、適正化検討委員会での審議、庁内での検討を望むものです。

次に、オリンピック関連施設について申し上げます。

オリンピック関連施設は、建設から約18年が経過し、施設の中には建物の劣化や機械設備の性能の低下などが生じている施設もあり、スパイラル、エムウェーブ及びアクアウイングを視察した際に、電気設備や空調設備の修繕、消耗品の定期交換、塗装の塗替えなど、施設の機能維持に加え、く体の経年劣化も確認されたところであり、その対応には、多額の経費が必要となっています。また、大規模施設であることから、市民一人当たりの施設面積を大きくしている一因となっています。

これらの施設は、12年後には一斉に築30年を迎えることとなり、更なる老朽化対策が課題となります。しかしながら、再配置計画は、今後10年を期間とすることから、10年以上耐用年数が残るオリンピック関連施設については、計画の対象外と思われる。

現在、4年後の韓国ピョンチャンオリンピック及び2020年の東京オリンピック開催により、オリンピックムーブメントの高まりを見せている中ではありますが、他市には無い特有の施設であることを考慮する中で、個別施設の実施計画と並行し、優先順位を付けるなど、オリンピック関連施設の今後の在り方についても検討を始める必要があると考えます。

最後に、今後の個別施設の実施計画の策定に当たっては、地域住民の理解が不可欠であることから、議会としても、市民に対する説明責任を果たす責務が生じてまいります。

今後も引き続き、適正化検討委員会での審議の進捗に合わせ、調査研究を進めるとともに、必要に応じて適正化検討委員会との意見交換を実施するなど、より一層議論を深め検討を重ねる中で、市に対して意見具申し、議会の役割を果たしてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。